

統括防火管理者の業務の委託に関する契約書

の管理権原者の総意として (以下「甲」という。)を代表者とし、 (以下「乙」という。)との間で、統括防火管理者の業務の委託について、下記のとおり契約を締結する。

記

(統括防火管理者の業務の委託)

第1条 甲は、次の防火対象物（以下「本件防火対象物」という。）において消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2第1項に基づき甲が行うべき統括防火管理者の業務を、乙に委託する。

所 在	
名 称	

(統括防火管理者の指定)

第2条 甲乙は協議のうえ、統括防火管理上必要な事項に関する十分な知識を有している乙の従業員のうちから本件防火対象物の統括防火管理者となるべき者を指定するものとする。なお、統括防火管理者となるべき者を変更する場合も同様とする。

(統括防火管理者の選任)

第3条 甲は、前条により指定した従業員を本件防火対象物の統括防火管理者に選任し、本件防火対象物の統括防火管理業務を行わせる。

(必要な権限の付与)

第4条 甲は、乙及び統括防火管理者となる乙の従業員に対して、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第3条の3第1項1号に規定する「全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限を付与する。

- 防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練その他統括防火の実施に関する権限
- 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限
- その他統括防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

(全体についての防火管理上必要な業務)

第5条 甲は、統括防火管理者となる乙の従業員に対して、規則第3条の3第1項第2号に規定する本件防火対象物の「全体についての防火管理上必要な業務の内容」は、次のとおりとする。

- 防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。
- その他統括防火管理者として行うべき業務に関すること。

(全体についての防火管理上必要な事項)

第6条 甲は、統括防火管理者となる乙の従業員に対して、規則第3条の3第1項第3号に規定する本件防火対象物の「位置、構造及び設備の状況その他本件防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項」について説明するものとする。

なお、統括防火管理上必要な事項は、次のとおりとする。

- 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施状況に関すること。
- 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。
- その他防火対象物全体についての防火管理上必要な事項

(疑義の決定等)

第7条 この契約の解釈について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本契約書の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙

統括防火管理者及び統括防災管理者の業務の委託に関する契約書

の管理権原者の総意として (以下「甲」という。)を代表者とし、 (以下「乙」という。)との間で、防火対象物及び建築物その他の工作物 (以下「本件防火防災対象物」という。))における統括防火管理者及び統括防災管理者の業務の委託について、下記のとおり契約を締結する。

記

(統括防火管理者及び統括防災管理者の業務の委託)

第1条 甲は、次の本件防火防災対象物において、消防法 (昭和23年法律第186号) 第8条の2第1項に基づき甲が行うべき統括防火管理者及び同第3条第1項において準用する同第8条の2第1項に基づき甲が行うべき統括防災管理者の業務を、乙に委託する。

所 在	
名 称	

(統括防火管理者及び統括防災管理者の指定)

第2条 甲乙は協議のうえ、防火管理上及び防災管理上必要な事項に関する十分な知識を有している乙の従業員のうちから防火対象物及び建築物その他の工作物の統括防火管理者及び統括防災管理者となるべき者を指定するものとする。なお、統括防火管理者及び統括防災管理者となるべき者を変更する場合も同様とする。

(統括防火管理者及び統括防災管理者の選任)

第3条 甲は、前条により指定した従業員を本件防火防災対象物の統括防火管理者及び統括防災管理者に選任し、本件防火防災対象物の統括防火管理業務及び統括防災管理業務を行わせる。

(必要な権限の付与)

第4条 甲は、乙並びに統括防火管理者及び統括防災管理者となる乙の従業員に対して、消防法施行規則 (昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。) 第3条の3第1項第1号及び51条の11において準用する同第3条の3第1項第1号に規定する「全体についての防火防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限を付与する。

- 防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- 防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての消火、通報及び避難の訓練その他統括防火の実施に関する権限
- 防火対象物及び建築物その他の工作物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限
- その他統括防火防災管理者の責務を遂行するために必要な権限

(全体についての防火防災管理上必要な業務)

第5条 甲は、統括防火管理者及び統括防災管理者となる乙の従業員に対して、規則第3条の3第1項第2号及び同第51条の11において準用する同第3条の3第1項第2号に規定する「全体についての防火防災管理上必要な業務の内容」については、次のとおりとする。

- 防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- 防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- 防火対象物及び建築物その他の工作物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。
- その他統括防火防災管理者として行うべき業務に関すること。

(全体についての防火防災管理上必要な事項)

第6条 甲は、統括防火管理者及び統括防災管理者となる乙の従業員に対して、規則第3条の3第1項第3号及び同第51条の11において準用する同第3条の3第1項第3号に規定する「位置、構造及び設備の状況その他全体についての防火防災管理上必要な事項」について説明するものとする。

なお、防火管理上及び防災管理上必要な事項は、次のとおりとする。

- 防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施状況に関すること。
- 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- 火災、地震その他の災害が発生した場合における、消防隊に対する当該防火対象物及び建築物その他の工作物の構造その他必要な情報提供及び消防隊の誘導に関すること。
- その他防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての防災管理上必要な事項

(疑義の決定等)

第7条 この契約の解釈について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本契約書の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙